

指定介護老人福祉施設
香の里

< 重要事項説明書 >

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(埼玉県指定 第 1170208043 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 身元引受人	13
8. 苦情の受付について	13
9. 非常災害対策について	14

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 鳳凰会
法人所在地	茨城県水戸市全隈町 1256-7
電話番号	029-253-6551
代表者氏名	理事長 林 瑞香 (はやし みずき)
設立年月日	平成 8 年 3 月 14 日

2. ご利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設 (平成 29 年 4 月 1 日指定) ◆埼玉県 1170208043 号
施設の目的	<p>指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者 (利用者) が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。</p> <p>この施設は、身体上または精神上著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。</p>
施設の名称	指定介護老人福祉施設 香の里
施設所在地	埼玉県川口市安行小山 4 5 6
電話番号	0 4 8 - 2 9 8 - 6 1 1 1
FAX 番号	0 4 8 - 2 9 8 - 6 0 6 0
施設長氏名	岩倉 謙治 (いわくら けんじ)
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便益の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。2 入所者の意志および人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉サービスを提供するように努めます。

	3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
開設年月日	平成29年4月1日
入所定員	90人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。

但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合がございます。

居室・設備の種類	居室数	備考
個室	90室	
食堂（共同生活室）	10室	
医務室	1室	
浴室	11室	特浴1台・中間浴・5台・個浴5台
相談室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により「指定介護老人福祉施設」に必置が義務づけられている施設・設備です。



(2) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でのその可否を決定します。

また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(3) 居室に関する特記事項

トイレは居室横に設置されています。（※3～4居室に1の割合）

ベッド、洗面台等を備品として備えています。



4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	53名	30名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	4.0名	4名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名（非常勤）	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	木曜日
2. 介護職員	◆標準的な時間帯における配置人員 早番 7：00 ～ 16：00 …… 1名 日勤 9：00 ～ 18：00 …… 1名 遅番 11：00 ～ 20：00 …… 1名 夜勤 17：00 ～ 10：00 …… 1名
3. 看護職員	◆標準的な時間帯における配置人員 日勤 9：00 ～ 18：00 …… 1名
4. 機能訓練指導員	日勤 9：00 ～ 18：00 …… 1名

※ 土日は、上記と異なる場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供いたします。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（*契約書第5条 参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

【 サービスの概要 】

居室提供	ユニット型個室
食 事	<ul style="list-style-type: none">◆当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。◆ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて摂っていただくことを原則としています。◆厨房から各ユニットへ運ばれる時間は下記のようになっておりますが、それぞれの生活リズムを尊重いたします。 朝食 7:45 ・ 昼食 11:45 ・ 夕食 17:30
入 浴	<ul style="list-style-type: none">◆入浴または清拭を週2回から3回行います。◆寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員により、健康管理を行います。
その他の自立支援	<ul style="list-style-type: none">◆寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。◆生活リズムを考慮し、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。◆清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

【 サービス利用料金（1日あたり） 】 （*契約書第8条 参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費および食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

※サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

《 第4段階の1日あたりの自己負担額の目安：1割負担の場合 》

※川口市地域加算 10.45円を乗じた表示となっております

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本サービス費		700円 (1,400円) (2,100円)	773円 (1,546円) (2,319円)	851円 (1,703円) (2,554円)	925円 (1,851円) (2,777円)	997円 (1,995円) (2,993円)
加算項目	① 夜勤職員配置加算	18単位 → 18円 (37円) (56円)				
	② 個別機能訓練加算(I)	12単位 → 12円 (25円) (37円)				
	③ 日常生活継続支援加算II	46単位 → 48円 (96円) (144円)				
	④ 看護体制加算 I	4単位 → 4円 (8円) (12円)				
	⑤ 看護体制加算 II	8単位 → 8円 (16円) (24円)				
	⑥ 初期加算	30単位 → 31円/月 (62円/月) (93円/月)				
	⑦ 外泊加算	246単位 → 257円 (514円) (771円)				
	⑧ 療養食加算	6単位 → 6円/食 (12円/食) (18円/食)				
	⑨ 口腔衛生管理加算(II)	110単位 → 114円/月 (229円/月) (344円/月)				
	⑩ 個別機能訓練加算(II)	20単位 → 20円/月 (41円/月) (62円/月)				
	⑪ 科学的介護推進体制加算	50単位 → 52円/月 (104円/月) (156円/月)				
	⑫ 排泄支援加算	10単位 → 10円/月 (20円/月) (31円/月)				
	※介護職員処遇改善加算II	単位数の1,000分の136に相当する単位数				
⑮	居住費	2,150円 ※負担段階により異なります (P7参照)				
⑯	食費	1,945円 ※負担段階により異なります (P7参照)				
1日あたりの自己負担額		4,482円	4,563円	4,650円	4,732円	4,811円

*介護報酬の改定が行われた際、利用料金の変更が生じる場合がございます。
(変更の際しましては、書面にてご連絡致します。)

■ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合（償還払い）

サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきますが、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

■介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

■入所された日から 30 日の期間、初期加算として 1 日 35 円（自己負担額）が利用料金に加算されます。



■⑥ご契約者が「短期入院」または「外泊」をされた場合にお支払いいただく利用料金（自己負担額）は以下のとおりです。

291 円（1 日あたり）： 1 割負担の場合

※ 2 割負担の方は 582 円になります ※ 3 割負担の方は 873 円になります

■⑦療養食を提供した際に 1 食単位でご利用料金に加算されます。

■⑨口腔の健康の保持を図り自立した日常生活を営むことができるよう、歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に技術的助言及び指導を年 2 回以上行った際にご利用料金に加算されます。

■⑩機能訓練指導員を配置しご契約者に対して個別機能訓練計画書を作成、その計画に基づき機能訓練を実施、またその内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用した際にご利用料金に加算されます。

■⑪ご利用者に係るデータ（ADL・栄養・口腔・嚥下・認知症など）を国の介護データベースに提出しフィードバックを受け、PDCA サイクル・ケアの質の向上の取組を行った際にご利用料金に加算されます。

■⑫排泄に介護を要する原因等についての分析・分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施した際に、ご利用料金に加算されます。

■居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には

「認定証」に記載されている負担限度額とします。

(ユニット型個室)

利用者負担段階		居住費等 負担限度額	食費の 負担限度額		
第1段階	生活保護受給者	880円	300円		
	市民税非課者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者	880円	300円	
第2段階		880円	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	390円	
第3段階①			1,370円	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下の方	650円
第3段階②				課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円を超える方	1,360円
第4段階	上記以外の方(※施設との契約で決定)	2,150円	1,945円		

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の「全額」がご契約者の負担となります。

特別な食事	ご契約者のご希望にもとづいて特別な食事を提供します。 ◆利用料金：要した費用の実費
理美容	月に2回、理容師・美容師の出張による理髪サービス (第二・第四金曜日) ◆利用料金：3,300円/回 ◆利用料金：2,200円/回(※バリカン対応のみの方)
貴重品管理	貴重品管理サービスをご利用いただけます。 ・お預かりできるもの：現金20,000円まで。 ・保管管理者：施設長 ・出納方法：出入金の都度、出入金記録を作成し、その写し をご契約者へ交付します。 ◆利用料金：1,000円/月
電気代	テレビなど、個室で使用する電化製品 ◆利用料金：520円/月

契約書 第9条 所定料金	ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（※契約書第9条 参照）
買い物	毎月1回、ご注文による買い物サービスを行います。 ◆利用料金：要した費用の実費

日用品費	ご入居者・ご家族様の自由な選択に基づき、施設サービスの一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。 ◆利用料金：120円/日 ※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合 相当な額に変更することがあります。 その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明致します。
レクリエーション クラブ活動	ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

*物価の変動により、利用料金の変更をすることがございます。
(変更の際しましては、書面にてご連絡差し上げます。)

【 主なレクリエーション行事予定 】

レクリエーション・行事等				その他
4月	お花見	10月	紅葉ツアー	・誕生会 ・喫茶 ・買い物 ・各種予防接種
5月	端午の節句・菖蒲湯	11月	おやつ作り	
6月	おやつ作り	12月	クリスマス会・柚子湯	
7月	七夕祭り	1月	初詣・新年会	
8月	納涼祭	2月	節分	
9月	敬老会	3月	ひな祭り	

■事故発生時の対応

- ①万一、事故が発生した場合は速やかに管理者また看護師に連絡すると共に、応急措置を行います。

- ②連絡を受けた看護師は事故の状況及び症状に応じ、囑託医へ連絡して指示を仰ぎます。
- ③看護師は囑託医の指示により、必要に応じて多職種連携のもと救急車の要請、病院への搬送の措置などを身元引受人に確認し行います。
(夜間時においては、看護職員オンコールにて対応)

(3) 利用料金のお支払い方法 (*契約書第8条 参照)

前項 (1) (2) の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。
翌月 20 日までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。

◆ 指定口座通帳からの引き落とし

◆ 下記指定口座へのお振込み

振込先の銀行 : 群馬銀行 川口支店
口座番号 : 普通預金 0419779
口座名義 : 社会福祉法人 鳳凰会 理事 林 義智

※1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

※訪問診療、お薬代について

香の里利用料に合わせての請求は行わず、預り金より出金し医療機関へのお支払をさせていただきます。預り金のない入居者様、また預り金からの出金をご希望されない入居者様は家族面会時や来設時に香の里事務窓口までお支払ください。

【対象となる医療機関】

- ・東川口ホームケアクリニック
- ・みやこ薬局
- ・春野クリニック
- ・朝霞病院
- ・大宮皮膚科クリニック

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療法人社団医鳳会 さいたま岩槻病院	さいたま市岩槻区慈恩寺 75 TEL 048-793-2011	内科・外科 整形外科・ リハビリ科
医療法人社団医鳳会 東川口ホームケアクリニック	川口市東川口 1-5-44 TEL 048-299-5945	内科・外科 皮膚科
医療法人社団けいせい会 東京北部病院	東京都足立区江北 6-24-6 TEL 03-3854-3181	外科・消化器外科 内科・脳外科・乳 腺外科・整形外科 眼科・皮膚科
医療法人社団 彩葉会 安行メディカルクリニック	川口市安行藤八 418 TEL 048-291-3568	内科・外科 消化器科
医療法人社団 医鳳会 並木病院	所沢市東狭山ヶ丘 5-2753 TEL 04-2928-1000	内科・外科 整形外科 皮膚科・泌尿器科

② 協力歯科医療機関

医療法人社団 仁歯会 オリオン歯科	埼玉県さいたま市浦和区上木崎 4-9-15 TEL/FAX 048-832-4618
----------------------	---



③ 入退院について

入院中の洗濯、オムツ等排せつ用品の準備は原則としてご契約者の対応とさせていただきます。

また、通院時の病院から施設までの送迎もご契約者の対応となります。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約において、契約が終了する期日は特に定めていません。

但し、以下の項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

（*契約書第9条 参照）



- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（※ 6. (1) をご参照ください）
- ⑥ 事業者からの退所の申し出があった場合（※ 6. (2) をご参照ください）

(1) ご契約者からの退所の申し出について（中途契約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

（*契約書第9条、第10条 参照）

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合



(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります

（*契約書第9条 参照）

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月以上、医療機関に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合



- (3) ご契約者が入院された場合の対応について（*契約書第9条 参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）短期入院中の場合、退院後に再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても以下の所定利用料金をご負担いただきます。

6日目まで ……	1日あたり	291円（自己負担額）	+	居住費
7日目以降 ……	1日あたり	0円（自己負担額）	+	居住費

② 短期入院を超える入院の場合

短期入院期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退所時に施設の受入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合および再入所について

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除する場合があります。なお、当施設への再入所に伴い、優先的に入所することはできません。

④ 入院期間中の居室利用について

入院期間中の利用料金については、①の通り、介護保険から給付される費用の自己負担額をご負担いただきますが、ご契約者が利用しているベッドを短期入所生活介護として活用することに同意をいただいた場合、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(4) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合は、ご契約者の希望によりご契約者の心身状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ◆ 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等のご紹介
- ◆ 居宅介護支援事業者の紹介
- ◆ その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 522 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。（退所前連携加算）

7. 身元引受人について

契約締結にあたり、身元引受人を定めていただきます。

また、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（*契約書第3条 参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しに係る費用については、ご契約者または残置引取人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（※契約書第17条 参照）

(1) 当施設における苦情受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情・相談受付窓口	相談室長 須藤恵子
受付時間	9時～18時（毎週月曜日～金曜日）

(2) その他の苦情受付

川口市役所 (介護保険担当)	所在地	川口市青木 2-1-1
	TEL	048-258-1110
	FAX	048-252-3737
	受付時間	8:30 ~ 17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	さいたま市中央区大字下落合 1704
	TEL	048-824-2568
	FAX	048-824-2561
	受付時間	8:30 ~ 17:00
埼玉県社会福祉協議会	所在地	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
	TEL	048-822-1191
	FAX	048-822-3078
	受付時間	9:00 ~ 17:00
第三者委員 奥田弓子	TEL	080-4214-7591
第三者委員 田中隆之	TEL	090-4528-3332

9. 非常災害対策について

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画に基づき、年2回以上の総合訓練を実施します。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設-サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 香の里

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____ (印)

身元引受人（続柄 _____）

住所 _____

氏名 _____ (印)

【 重要事項説明書付属文書 】

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延床面積 3971.49 m²
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
短期入所生活介護：定員10名
(*平成29年4月1日指定：埼玉県1170208035号)
- (4) 施設の周辺環境 東京外環自動車「草加IC」より約10分とアクセスが良く、近隣に寺院や森林があり、閑静な住宅地の中にあります。

2. 職員の配置状況 (配置職員の職種)

介護職員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談や助言等を行います。 ◆3名の利用者に対し、1名の介護職員を配置しています。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。 ◆1名の生活相談員を配置しています。
看護職員	主にご契約者の健康管理や療養上のお世話を行います。日常生活上の介護や介助等も行います。 ◆4名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。 ◆1名の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 ◆1名の介護支援専門員を配置しています。
医師	ご契約者に対して健康管理および療養上の指導を行います ◆1名の医師（非常勤）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成およびその変更は次の通り行います。

（*契約書第4条 参照）

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



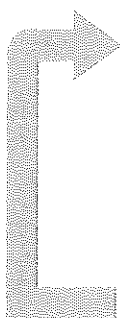
② 担当の介護支援専門員は施設サービス計画の原案について、ご契約者およびご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回もしくはご契約者およびご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者およびそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。



4. サービス提供における事業者の義務（*契約書第5条 参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたり知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所にための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。（*契約書第11条、第12条参照）

※第三者機関による福祉サービス第三者評価は実施していません。



5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物・酒類・危険物・医薬品（必要と判断されるものは可）

身体状況および衛生上の観点から、手作りの食べ物もご遠慮いただいております。

飲食物を持参された場合はフロアスタッフへお知らせください。

(2) 面会について

面会時間	13時00分～17時00分
------	---------------

※ 時間外の面会をご希望の際は、事前にお申し出ください。

※ 来訪の際は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊について

外出、外泊される場合は事前にお申し出ください。

但し、外泊については1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき291円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4) 食事について

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

前日までにお申し出があった場合には、食事に係る自己負担額(P6参照)は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室および共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙について

施設内外の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（*契約書第13条 参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 住所変更をされた方の郵便物取り扱いについて

入所に際し、施設所在地に住所を変更することができます。

その場合、行政からの郵便物などは施設に配達されることとなります。

内容によっては期限内に提出しなければならないものもあり、原則、開封し提出代行させていただきます。

開封を希望されない方は、お申し出ください。